

# 告 示

## 埼玉県告示第二十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、所沢市から所沢市の区域内において行われる所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

所沢市、入間市、狭山市、東京都瑞穂町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市都市計画課

入間市環境課

狭山市環境課

東京都瑞穂町環境課

ロ 期間

平成三十一年一月十一日（金）から平成三十一年二月十二日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）